

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.37

熊本県

補助金等

支援の名称

要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成

制度の  
趣旨・背景

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助等の制度を活用し、補助を行う市町村に対し助成します。

制度の  
内容

○概要

耐震改修促進法で耐震診断を義務付けられた民間の大規模建築物の耐震改修等に補助する市町村に対して助成します。

○補助対象経費

■補強設計の補助スキーム



■耐震改修の補助スキーム



※交付金：社会資本整備総合交付金、上乗せ補助金：耐震対策緊急促進事業補助金

○補助額

補助対象経費に上記補助率を乗じた額以内。

対象と  
なる方

○対象建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する合計延べ面積5,000㎡以上の大規模な建築物等

問い合わせ  
先など

○所管

熊本県土木部建築住宅局建築課

TEL：096-333-2535

E-mail：[kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp)